

入札参加者心得

(趣旨)

第1条 世田谷区（以下「区」という。）が一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、世田谷区契約事務規則（昭和39年3月世田谷区規則第4号。以下「契約事務規則」という。）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(資格確認及び指名の取消し)

第2条 一般競争入札に参加する資格を有すると確認された者及び指名競争入札の参加者の指名を受けた者は、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定する者に該当することとなった場合は、直ちに届け出なければならない。

2 前項の届出をした者に対して行った一般競争入札参加資格の確認及び指名競争入札の参加者の指名は、特別の理由があると認める場合（被保佐人、被補助人又は未成年であるが、契約締結のために必要な同意を得ている場合等）を除き、これを取り消す。

第3条 一般競争入札に参加する資格を有すると確認された者及び指名競争入札の参加者の指名を受けた者が次の各号のいずれかに該当する者となり、又はこれに該当する者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用した場合は、当該資格確認及び指名は、これを取り消す。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (7) 世田谷区指名停止基準（平成7年3月27日世経理発第221号）に定める措置要件に該当する者
- (8) 世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年2月28日23世経理第709号）に定める措置要件に該当する者

2 前項に規定するほか、一般競争入札に参加する資格を有すると確認された者及び指名競争入札の参加者の指名を受けた者又はその代理人、支配人その他の使用人がこの心得に違反した場合は、当該資格確認又は指名を取り消すことがある。

第4条 一般競争入札に参加する資格を有すると確認された者及び指名競争入札の参加者の指名を受けた者に、経営、資産、信用の状況の変動により契約の履行がされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、当該資格確認又は指名を取り消すことがある。

(入札保証金)

第5条 一般競争入札に参加する資格を有すると確認され又は指名競争入札の参加者の指名を受け当該入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、その見積もる契約金額（単価による入札においては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付をしないことができる。

- (1) 保険会社との間に区を被保険者として入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 一般競争入札に参加する資格の確認の通知（以下「確認通知」という。）又は指名競争入札の参加者の指名の通知（以下「指名通知」という。）の際に、入札保証金の全部又は一部の納付を必要としないものとされたとき。

（入札保証金の納付方法）

第6条 入札参加者は、前条の入札保証金を、区の発行する納付書により当該納付書に記載された場所において納付し、入札締切日時までに、契約担当者（契約事務規則第2条で定める契約担当者をいう。以下同じ。）に領収書を直接持参して提示するか又はその写しを郵便等で送付しなければならない。

（入札保証金に代わる担保の提供）

第7条 入札保証金は、次の表の左欄に掲げる担保の提供により、これに代えることができる。この場合において、当該担保の価値は、担保の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に定めるところによる。

地方債	政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治41年勅令第287号）の例による金額
国債	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する金額
政府保証のある債券	
契約担当者が確実と認める社債	
銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券	
銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関が振出し、又は支払保証をした小切手	小切手金額
銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関が引受け又は保証若しくは裏書をした手形	手形金額（その手形の満期の日が当該手形を提供した日の1月後であるときは、提供した日の翌日から満期までの期間に応じ、当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額）
銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関に対する定期預金債券	当該債権証書に記載された債権金額
銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関の支払保証書	その保証する金額

2 入札参加者は、担保をもって入札保証金の納付に代えようとする場合は、あらかじめ区職員に申し出てその指示を受けなければならない。

（入札保証保険証券の提出）

第8条 入札参加者は、区を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部の納付をしないこととするときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を入札締切日時までに契約担当者に提出しなければならない。

（入札の基本事項）

第9条 入札参加者は、区から提示された図面、仕様書、内訳書その他契約締結に必要な条件を検討したうえ、入札しなければならない。

2 図面、仕様書、内訳書等に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が提示された書面等の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。

3 第1項の入札は、総価により行わなければならない。ただし、確認通知又は指名通知の際に単価による入札を指示した場合はその指示するところによる。

（入札の辞退）

第10条 入札参加者は、入札書を提出するときまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者が入札を辞退しようとするときは、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

（1）入札前にあっては、その旨を明記した書面を提出して行う。

(2) 入札中にあつては、その旨を明記した入札書を提出して行う。

(3) 前2号の規定にかかわらず、東京電子自治体共同運営電子調達サービス電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を用いて行う入札にあつては、入札締切日時の前までに、電子入札システムを用いて辞退届を提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について、不利益な取り扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第11条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

4 入札参加者は、入札前に他の入札参加者をさぐる行為をしてはならない。

(入札の取りやめ等)

第12条 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(談合情報等への対応)

第13条 入札に関して談合情報があった場合は、誓約書及び積算内訳書（積算根拠資料含む）等の徴収を行うことがある。

2 前項の談合情報について区が必要と認めるときは、公正取引委員会や警察への情報提供を行うことがある。

3 契約締結後に入札談合の事実があったと認められるときは、契約を解除することがある。また、契約者から契約金額の10分の3に相当する額を賠償金として徴収する。

(入札)

第14条 入札参加者は、別記様式による入札書に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、封をして、あらかじめ確認通知又は指名通知において示した日時、場所及び方法に従い、契約担当者あてに提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、電子入札システムを用いて行う入札案件（以下「電子入札案件」という。）にあつては、電子入札システムの入札書に必要な事項を入力し、あらかじめ確認通知又は指名通知において示した入札締切日時までに、電子入札システムにより提出しなければならない。

3 前2項の入札は、あらかじめ届出のある代理人に行わせることができる。

4 入札参加者は、区が入札価格内訳書（参考内訳書又はこれに準じたもので、設計数量、単位及び単価が表示され当該入札価格を算出した根拠が明確に分かる資料。以下同じ。）の提出を求めた場合は、指定した日時までに提出しなければならない。

(入札書の書換え等の禁止)

第15条 入札者は、その提出した入札書を書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(開札)

第16条 開札は、入札の終了後直ちに、当該入札場所において入札者の立会いを得て行い、入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない区職員が立ち会う。

2 前項の規定にかかわらず、電子入札案件の開札は、あらかじめ指定した日時及び場所において行い、入札者を立ち会わせることができる。

(入札の無効)

第17条 次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する資格がない者のした入札

(2) 所定の日時までに、所定の入札保証金を納付しない者のした入札

(3) 入札書が、所定の日時までに、所定の場所に到着しないもの（電子入札案件にあつては、電子入札システムの入札書が入札締切日時までに、電子入札システムのサーバーに到達しないもの）

(4) 入札書の記載事項が不明なもの

- (5) 入札書に記名押印がないもの（電子入札案件にあつては、入札書に記名押印に相当する電磁的記録の記録がないもの）
- (6) 同一事項の入札について2以上の入札書を提出したもので、その前後を判別できないもの又はその後発のもの
- (7) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正したもの
- (8) 他人の代理を兼ね又は2人以上の代理をしたもの
- (9) 予定価格を事前に公表した場合において、当該予定価格を超える価格を記載した入札
- (10) 再度入札において、前回の最低の価格（最低制限価格未満の価格を除く。）以上の価格を記載した入札
- (11) 区があらかじめ入札価格内訳書の提出を求め、内容を確認した後に落札者を決定することとした場合において、指定した日時までに入札価格内訳書を提出しない者又は不備のあるものを提出した者の入札
- (12) 前各号のほか、入札条件に違反した入札

2 電子入札案件にあつては、前項各号に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 開札日において入札参加資格が失効している者のした入札
- (2) 画面上に示された文字種、文字数、記入例その他の指定に従わないで入力した事項を含む入札
- (3) 必要な項目を入力せず、又は不要な項目を入力した事項を含む入札
- (4) 入札書にくじ番号の記入のないもの、くじ番号を訂正したもの、又はくじ番号の数字が不明なもの
- (5) 電子入札システムを不正に利用し、又は電子証明書を不正に使用して行った入札

（落札者の決定）

第18条 区の支出の原因となる契約については、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、次条、第21条及び第22条の定めるところにより予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者以外の者を落札者とすることがある。

2 区の収入の原因となる契約については、予定価格の制限の範囲内で最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

3 区があらかじめ入札価格内訳書の提出を求め、内容を確認した後に落札者を決定することとした場合においては、前2項、次条、第21条、第22条及び第25条の落札者を落札候補者と読み替え、入札価格内訳書の内容を確認した後に落札者を決定する。なお、入札価格内訳書の記載内容については、契約上の効力は発生しない。

（最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合）

第19条 工事又は製造その他についての請負の競争入札の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者の当該入札に係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

（低入札価格調査制度）

第20条 工事又は製造の請負の競争入札の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者の当該入札に係る価格があらかじめ設けた調査基準価格を下回り、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについて調査するときは、その者は調査に協力するものとする。

（最低制限価格制度）

第21条 工事又は製造その他についての請負の競争入札の場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

（総合評価方式）

第22条 契約の性質又は目的から、価格その他の条件が区にとって最も有利なものをもって入札をした者を落札者とする方式（以下「総合評価方式」という。）を実施したときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、別に定める落札者決定基準に基づき、評価の点数が最も高い者を落札者とする。

2 前項の規定により契約を締結しようとする場合において、評価の点数が最も高い者の当該入札に係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価の点数が最も高い者を落札者とすることがある。

（再度入札）

第 23 条 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（第 21 条の規定により最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、直ちに再度の入札を行う。ただし、予定価格を事前に公表して行う入札については、再度入札を行わない。

2 前項の再度入札は、2 回を限度として打ち切る。

3 再度入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者に限る。ただし、その者のうちで辞退した者、最低制限価格未満の価格で入札した者又は第 17 条の規定による無効の入札書で入札した者は参加することができない。

（再度入札の入札保証金）

第 24 条 前条の規定により再度入札を行う場合は、初度の入札に対する入札保証金の納付（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

（くじによる落札者の決定）

第 25 条 落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるとき（第 22 条の規定により総合評価方式を実施した場合にあっては、落札となるべき評価の点数の者が 2 人以上あるとき）は、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない区職員がくじを引く。

3 第 1 項の規定にかかわらず、電子入札案件において落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるとき（第 22 条の規定により総合評価方式を実施した場合にあっては、落札となるべき評価の点数の者が 2 人以上あるとき）は、当該入札者があらかじめ入札書に記入したくじ番号によりくじ引きを行い、落札者を決定する。

（入札結果の通知）

第 26 条 開札をした場合において落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合は、その名称）及び金額を、落札者がいないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に知らせる。この場合において、落札者となった者が開札に立ち会わなかった場合は、その者に落札となった旨を通知する。

2 前項の規定にかかわらず、電子入札案件において落札者があるときは、その者に対し落札決定した旨を、落札者がいないときはその旨を、電子入札システムを用いて通知する。また、入札参加者は電子入札システムを用いて開札の状況を確認することができる。

（契約書等の作成）

第 27 条 落札者は、速やかに契約書（契約書の作成を省略する場合は、請書その他これに準ずる書面）契約内容を記録した電磁的記録を作成し、記名押印又は契約内容を記録した電磁的記録へ合意して、提出しなければならない。

2 契約書の提出があったときは、契約担当者が当該契約書に記名押印し、その 1 部を落札者に返付する。

（契約の確定）

第 28 条 契約書を作成する契約にあっては、当該契約は、契約担当者が落札者とともに契約書に記名押印したとき又は契約内容を記録した電磁的記録に電子署名の措置を行ったときに確定する。

2 電子契約にて締結する場合には、電子署名の措置を行った日にかかわらず、契約書に定める年月日より効力を有するものとする。

（入札保証金等の返還）

第 29 条 入札保証金又は入札保証金に代わる担保（以下「入札保証金等」という。）は、当該入札終了後、納入者又は提出者に返還する。この場合において、納入者又は提出者が落札者であるときは、次の区分により返還する。

（1）当該入札に係る契約が、契約書の作成を要するものにあつては、前条に定める契約の確定後

(2) 当該入札に係る契約が、契約書の作成を省略する場合においては、請書その他これに準ずる書面の徴取後

(入札保証金等に対する利息)

第30条 入札保証金等に対しては、その受入期間について利息を付さない。

(入札保証金等の没収)

第31条 入札保証金等を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付に係る入札保証金等は、区に帰属する。

(契約保証金)

第32条 落札者は、契約金額（単価による契約においては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の100分の10以上の契約保証金を契約書（契約書の作成を省略する場合は、請書その他これに準ずる書面）提出前に納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金の全部又は一部の納付をしないことができる。

- (1) 落札者が、保険会社との間に区を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証券及び保険約款を提出したとき。
- (2) 落札者から委託を受けた保険会社及び銀行その他の契約当事者が確実と認める金融機関と区が工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 確認通知又は指名通知の際に契約保証金の全部又は一部の納付を必要としないものとされたとき。

(契約保証金の納付方法)

第33条 契約保証金は、区の発行する納付書により、契約書（契約書の作成を省略する場合は、請書その他これに準ずる書面）提出前に、当該納付書に記載された場所において納付しなければならない。

(契約保証金に代わる担保等についての入札保証金に関する規定の準用)

第34条 第7条及び第30条の規定は、契約保証金について準用する。この場合において、契約保証金に代わる担保として、第7条第1項の表に掲げる担保のほかに、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証を加え、当該担保の価値はその保証する額とする。

2 落札者は、前項において規定する当該保証を証する書面の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下、「電磁的方法」という。）であって、当該保証契約の相手方が定め、区が認めた措置を講ずることができる。この場合において、区は、落札者から当該保証を証する書面を提出されたものとみなす。

(議会の議決を経なければならない契約)

第35条 議会の議決を経なければならない契約については、世田谷区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）の定めるところにより世田谷区議会の議決に付し、可決された後に契約を確定させる。

2 前項の契約については、落札者は仮契約書を提出しなければならない。

(公共工事等の前払金)

第36条 公共工事等の前払金は、入札条件として、当該工事等が前払金対象である旨を明記したものについて行う。

2 前払金は、契約金額の3割以内（工事にあつては契約金額の4割以内）において入札条件に示す率を乗じて得た額（10万円未満の端数は切り捨てる。）とし、5億円を上限とする。ただし、入札条件及び契約条項に定める場合は5億円を超えて前払金をすることがある。

3 前払金は、翌年度以降にわたる工事等についても、原則として、初年度に支払うものとするが、債務負担行為を伴う工事等については、前払金の全部又は一部を支払わず、残額を翌年度開始後に支払うことがある。

4 前払金を請求しようとするときは、公共工事の前払金の保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社と同法第2条第5項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を区に提出しなければならない。

5 契約の相手方は、前項に規定する保証証書の提出に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、区が認めた措置を講ずることができる。この場合において、区は、契約の相手方から当該保証証書を提出された

ものとみなす。

6 前5項に定めるもののほか、前払金については、入札条件及び契約条項に定めるところによる。

(公共工事の中間前払金)

第37条 公共工事の中間前払金は、前払金を行った後、次の各号に掲げる要件をすべて満たしたと認められる場合において行う。ただし、部分払又は一部しゅん工に係る支払いを行った場合は、中間前払金を行わない。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該公共工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該公共工事に係る作業に要する経費が請負代金の2分の1以上の額に相当するものであること。

2 中間前払金は、契約金額の2割以内において入札条件に示す率を乗じて得た額(10万円未満の端数は切り捨てる。)とし、2億5千万円を上限とする。

3 中間前払金は、翌年度以降にわたる工事についても、原則として、第1項各号の要件をすべて満たすこととなった年度に支払うものとするが、債務負担行為を伴う工事については、中間前払金の全部又は一部を支払わず、残額を翌年度開始後に支払うことがある。

4 中間前払金の請求については、前条第4項及び第5項の規定を準用する。

5 前4項に定めるもののほか、中間前払金については入札条件及び契約条項に定めるところによる。

(公共工事等の部分払)

第38条 公共工事等の部分払は、入札条件及び契約条項に定めるところによる。

(建設工事における監理技術者等)

第39条 建設工事で、下請契約額の合計が5,000万円以上(建築一式工事の場合は8,000万円以上)となる場合は、特定建設業の許可を要するとともに、監理技術者の配置が必要となるので、入札参加者は事前に十分な検討を行わなければならない。

2 契約金額が4,500万円以上(建築一式工事は9,000万円以上)の工事については、配置する主任技術者又は監理技術者は、当該工事の専任としなければならない。

(工事請負における労災保険の加入)

第40条 契約金額が500万円以上の工事請負契約の締結にあたっては、労災保険加入証明願(労働基準監督署の証明を受けたもの)を提出しなければならない。

(工事請負における建設業退職金共済制度の加入)

第41条 契約金額が2,000万円以上の工事請負契約の締結にあたっては、建設業退職金共済制度加入状況届(加入した場合は掛金収納書を貼付したもの)を提出しなければならない。

(公契約条例の遵守)

第42条 契約の履行にあたっては、世田谷区公契約条例(平成26年9月世田谷区条例第27号)を遵守しなければならない。

附 則

1 この入札参加者心得は、平成28年4月1日以降に契約締結する案件に適用する。

附 則(平成28年5月27日28世経理第120号)

1 この心得は、平成28年6月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 この心得による改正後の入札参加者心得第38条の規定(以下「改正後規定」という。)は、施行日以後に締結する契約について適用する。

3 前号の規定にかかわらず、施行日前に締結した契約で、工期が施行日以後の日にかかるものについての改正後規定の適用の取扱い、区が落札者と協議の上、決定する。

附 則(平成29年11月20日29世経理第516号)

1 この心得は、平成29年11月20日から施行する。

附 則（平成30年1月18日29世経理第686号）

1 この心得は、平成30年1月18日から改正する。

附 則（令和2年3月31日31世経理第934号）

1 この心得は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和7年9月30日7世経理第422号）

1 この心得は、令和7年10月1日から施行する。

ただし、10月1日以前に公告する案件については、なお従前の例による。

入 札 書

1. 件名

2. 金額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

上記金額をもって請負う（納入する）ため入札参加者心得及び契約条項を承諾のうえ入札いたします。

世田谷区

契約担当者あて

所在地（住所）

名 称

代表者

氏名

年 月 日

印

入札書は、A4サイズとし、次の要領で記入すること。

(1)正確に記入し、鉛筆その他消えやすい用具を使用しないこと。

(2)金額は算用数字を用いて記入し、訂正しないこと。
また、金額の頭書には¥の記号をつけること。

(3)競争入札参加資格審査受付票に使用印又は代理人印を登録している場合はその印を、それ以外の場合は代表者印を、必ず押印すること。

入札日を記入すること

入 札 辞 退 届

件 名

年 月 日執行（予定）の上記に

ついて資格確認又は指名を受けましたが、下記の理由により入札を辞退します。

理 由

年 月 日

世田谷区

契約担当者あて

所在地（住所）

名 称

代表者

氏名

印

封筒の書き方（長型 3 号）

